

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年11月11日 06時20分ごろ
発生場所	山口県 ^{すおうおおしま} 周防大島町伊保田港 伊保田港A防波堤東灯台から真方位156°210m付近 (概位 北緯33°56.6′ 東経132°26.5′)
事故の概要	旅客船第8せと丸は、離岸作業中、船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和4年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 第8せと丸、5トン未満（長さ9.76m）
船舶番号、船舶所有者等	291-33967山口、周防大島町
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時38分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、旅客3人を乗せ、伊保田港の東西に延びる岸壁（以下「本件岸壁」という。）西端に、出船左舷着けで着岸していた。</p> <p>本船は、周防大島町^{なさけ}情島へ向け、離岸する際、機関長が左舷船尾においてポートフックで本件岸壁を押し、船長が操舵室左舷側入口付近の舷側に立ち、舷側の手すりを両手で持ち、右足を後ろ向きに濡れた本件岸壁に当て船体を押し出そうとしたところ、足を滑らせ落水した。</p> <p>船長は、落水時に右手が本件岸壁に接触して切創を負い、泳いで岸から上陸し、待機していた他の乗組員と船長職を交代し下船した。</p> <p>船長は、本事故時、出航時は本件岸壁の西方に拡張する浅所に本船が乗り揚げないよう、できるだけ左舷を岸壁から離し、前進し速やかに右回頭しようと思い、右足を本件岸壁に当てて船首を右に振ろうとした。</p> <p>本船は、ふだん離着岸していた浮棧橋へ渡る連絡橋が台風の影響により水没し、本事故発生の2か月前から本件岸壁に離着岸していた。</p> <p>船長は、離岸後速やかに操舵室に移動して操船するので、救命胴衣を着用していなかったが、機関長は救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、離岸作業中、船長が、本件岸壁の西方に拡張する浅所を避けて右転しながら前進離岸しようと思い、右足を濡れた本件岸壁に当

	<p>てて船首を右に振ろうとしたことから、足を滑らせ落水して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が離岸作業中、船長が、本件岸壁の西方に拡張する浅所を避けて右転しながら前進離岸しようと思い、右足を濡れた本件岸壁に当てて船首を右に振ろうとしたため、足を滑らせ落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有者は、本事故後、次の改善措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岸壁を押すためのポートフックを追加購入し、船外に体が出ない状態で離岸作業を行うこととした。 ・ 乗組員に対し、常時救命胴衣を着用するよう指導した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗組員は、離岸する際は、ポートフックを使用し、船外に身を乗り出さないこと。 ・ 乗組員は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。